

婦人の地位

情報 No. 4

平等・発展・平和を

めざす婦人の10年

1976-1985

も く じ

I 国内行動計面前期重点目標について

- (1) 国内行動計面前期重点目標のとりまとめ
- (2) 婦人の政策決定参加を促進する特別活動の進捗状況
- (3) 雇用における男女平等の推進
- (4) 寡婦等の就業援助対策の拡充

II 国内ニュース

III 国際ニュース

1978年 7月

労働省婦人少年局

I. 国内行動計画前期重点目標について

①国内行動計画前期重点目標のとりまとめ

昭和52年10月31日、内閣総理大臣官房（婦人問題担当室）において国内行動計画の前期（おおむね昭和55年度まで）の重点的取り組み事項とその進め方を明らかにするため、国内行動計画前期重点目標がとりまとめられ、発表された。

国内行動計画前期重点目標

国際婦人年（1975年）に続く1976年から1985年は、「国連婦人の10年」と宣言され、全世界において、国際婦人年の目標達成のための取り組みが行われている。中間点の1980年には、再び世界会議が開催され、それまでの5年間の実績の上に立つて後半期の準備が行われる予定である。

我が国においても本年1月国内行動計画を策定して、今後10年間の婦人関係施策の方向づけを行ったが、それ以後いくつかの調査や活動に着手し、施策の具体化に取り組んでいるので、ここで計画の前期（おおむね昭和55年度まで）の重点的取り組み事項とその進め方を明らかにしておきたい。

現在我が国においては、勤労婦人1,200万人（の6割は既婚婦人）、家庭婦人として家事、育児、病人や老人の介護につくしている婦人1,600万人、家業に従事している婦人800万人、そのほか、学校に通っている若い婦人600万人（中学以上）、65歳以上の婦人が500万人と、いろいろな立場の婦人がいる。

国内行動計画は、これらすべての婦人が憲法上の基本的権利を実生活の中で男性と平等に保障され、国民生活のあらゆる面に男女がともに参加、貢献し得る社会のあり方を最終的な目標として、そのための社会環境づくりを政府施策によって促進しようとするものである。

これらの施策の中には、これまでの施策の伸長

を図ろうとするもの、現在検討中のもの、これから検討しようとするもの等が含まれているが、すべて国内行動計画の一環として前進を図っていかねばならないものである。しかしながら諸施策の中には、計画の前半期に特に重点的な取り組みを必要とする分野がみられる。国内行動計画の最終的な目標に照らしてみたとき、我が国において特に立ち遅れ、又は障害の著しい分野、とりわけ不利な状況にある婦人の保護の分野、我が国社会の変化、婦人の生活構造の変化により、現在特にニードの大きい分野がそれである。

ここでは、以上の観点に立つて、次の国内行動計画前期の重点事項をとりあげた。

（重点事項）

婦人の政策決定参加の促進
家業、家庭における妻の働きの評価
新しい教育機会の創出
新しい時代に即応する学校教育
雇用における男女平等
育児環境の整備
母性と健康を守る対策
農山漁村婦人の福祉の向上
寡婦等の自立促進
老後における生活の安定
国際協力

もとより、婦人関係の施策はこの範囲に限られるものではなく、また、重点事項それぞれの進め方も固定的に考えるべきではない。現在実施中のまたこれから実施しようとしている調査、研究の結果を踏まえて、あるいは施策の実績を点検しながらより効果的な方法を開発して実行するという柔軟で前進的な姿勢が必要である。このため、ここに掲げる重点事項、及び進め方は、これをもって最終的なものとせず、常に追加、改善を予定しているものと考えらるべきである。

なお、国内行動計画の実施を促進するための基

礎的な業務としては、毎年度の重点実施目標の作成、定期報告書の作成、調査、研究、情報収集、広報活動等を進めるほか、計画の普及を図るため、地方公営団体等関係者との交流、連携を深めていくこととする。また、公的部門、民間部門、全国レベル、地域レベルの諸機関、団体においても婦人問題に関する委員会等の場が設けられ、活発な取り組みがなされることを期待するものである。

国内行動計画の中間時点（1980年世界会議の前後）には、それまでの進歩の状況の点検を行い、計画の見直しを行う予定である。

1. 婦人の政策決定参加の促進

地域社会生活、国民生活、更に国（全省庁）

際社会に影響のある大事なことがらを決定するには、男女両性の参加、協力が必要である。しかし、現在、婦人は社会のなかばを占めながら、その決定に関与するところはまだ極めて乏しい。たとえば、国会議員のうち3.0%、地方議会議員のうち1.0%、管理的公務員のうち0.9%、審議会委員のうち2.8%、会社・団体の役員のうち8.8%、小学校長のうち1.8%を婦人が占めるにすぎない状況である。同時に、政策決定への参加は婦人の地位向上の基本であるから、国内行動計画の前期約5年間は、すべての関係者がこの問題を集中的にとりあげ、議会、審議会、行政機関、政党、教育研究機関、労働組合、使用者団体、農林漁業団体、商工サービス業団体、福祉団体等の政策、方針の決定に適格な婦人の参加を最大限に増大させる努力が必要である。

このため政府は、52年6月14日、次の要綱に基いて、政府自ら行

政への婦人の参画の拡大を図るとともに、関係各方面へも協力を要請し、国内行動計画の前期5年間の重点事項の第一として特別活動を展開することとした。

婦人の政策決定参加を促進

する特別活動推進要項

昭和52年6月14日

婦人問題企画推進本部決定

第1 目 的

国内行動計画前半期の重点実施事項として、公職をはじめ、各分野の政策・方針等の決定への婦人の参加を促進するとともに、拡大する婦人の役割に対する社会一般の理解増進、婦人の実力の涵養等社会的気運を醸成することを目的とする特別活動を推進する。

第2 主唱及び推進の主体

婦人問題企画推進本部が主唱し、各省庁がこの活動を推進する。

第3 協力を求める機関、団体

人事院、会計検査院、最高裁判所、衆議院、参議院

公社・公団・事業団等、地方公共団体、教育・研究機関、政党、労働組合、使用者団体、婦人団体、青少年団体、職能団体、農林漁業団体、医療保健団体、福祉団体、地域団体、消費者団体、国家的機関・団体、報道機関等。

第4 活動方針

1. 行政への婦人の参画の拡大

国の行政への婦人の参画を拡大するため、政府部内で次の事項を推進する。

(1) 審議会等委員への婦人の登用

ア 国（中央及び地方支分部局）の審議会等委員に婦人を積極的に登用し、まず政府全体として10%程度への引上げをめざすこと（婦人委員の割合は中央段階で現在約3%）。

特に婦人の委員のいない審議会等への重点的配慮

イ 関係機関・団体の推薦によるものについて、婦人の適任者の推薦方の依頼

(1) 各種委員等への婦人の登用人権擁護委員、民生委員等法律等に基づいて任命・委嘱され、地域において公務の遂行に当たる委員等への婦人の積極的登用及び婦人の公的活動への援助

(3) 女子の公務員の採用、登用及び能力開発

ア 女子の公務員の採用、登用及び職域の拡大並びに研修・訓練の機会の積極的活用による能力の開発

特に女子が基幹労働力となっている職場における重点的配慮

イ 試験区分中女子の受験を制限している職種の見直し

(4) 各種懇談会、公聴会等への婦人の参加の促進

(5) 国際会議等への婦人の適任者の積極的派遣

2. 公的機関への協力要請

地方公共団体その他の公的機関に対して、次の事項に関する協力を要請する。

(1) 審議会・委員会等の委員及び任命・委嘱により公務の遂行に

当たる委員等への婦人の積極的登用

(2) 女子の公務員、職員の採用、登用及び職域の拡大並びに積極的能力開発

(3) 地域の諸計画への婦人の参加の促進

3. 社会的気運の醸成

政策・方針等の決定への婦人の参加を助長する社会的気運をつくり、その基盤となる婦人の資質向上と諸活動の活発化を促す。

(1) 民間諸機関・団体に対する協力要請

ア 各機関・団体における政策・方針等の決定への婦人の参加の促進

イ 婦人の採用、登用及び職域の拡大並びに積極的能力開発
ウ 調査、広報、教育訓練その他本活動の趣旨に沿った自主的活動

(2) 啓発広報活動

各種啓発活動、広報媒体の活用その他広範な機会をとらえた本活動の趣旨の浸透及び婦人の新しい役割、社会的活動等に関する理解の増進

(3) 教育訓練等

婦人の社会的知識、企画運営能力、リーダーシップ等を助長する各種の教育訓練への参加の促進及び自主的学習活動の奨励

(4) 自主的活動の促進

社会福祉、社会教育、地域保健、生活改善、環境改善、消費者運動等社会生活の向上のための自主的

活動の活発化と婦人の参加の奨励

4. 調査研究の実施

婦人の政策決定参加に関連する調査、研究及び定期報告並びに内外の情報資料の収集、整備及び提供を行う。

なお、このうち、民生委員兼児（厚生省）童委員（現在婦人は35名）の改選にあたっては、児童福祉等への深い理解を持った婦人がその特性を生かした地域福祉活動を行うことが期待されているところから、これら婦人の参加を積極的に推進する。

また、人権擁護委員（現在婦人（法務省）は10名以上）に婦人がより多く登用されるよう配慮し、かつ、全国人権擁護委員連合会に婦人問題委員会を置き、その婦人代表を連合会の各種委員会に加えるなども検討する。

2 家業、家庭における妻の働きの評価

家族生活に関する男女の平等を保（法務省）
憲法の規定（24条）に基づき、民法は、夫婦財産制や相続につき、夫婦に同等の権利を認めている。例えば、民法は夫婦別産制をとっており、夫婦の一方が婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とされるから、その限りでは夫婦は完全に平等である。しかし現状においては、夫の勤労により生計をたて家庭において育児、家事、病人、老人の介護等に従事しているか、または、家族従業者として夫の営む家業に従事している妻は、その労働によつて家庭生活に貢献し、あるいは家産の維持、

増加に寄与しながら、自己の名で財産を形成することがむずかしい。このような社会の実情に照らしてみると、妻の労働及びその家事・家業への貢献が法律上も正しく評価され、男女の実質的平等が確保されるような方向で、民法等関係諸規定を再検討する必要がある。

法制審議会民法部会身分法小委員会においては、現在、民法（第四編、第五編）の改正のための検討が進められている。民法のこれらの部分は、家庭生活における婦人の法的地位と極めて密接な関係があり、すみやかに結論を得るべき最重点事項と考えられる。

同小委員会がこれまでに検討してきたおもな問題点のうち、妻の地位と深いかかわりのあるのは、配偶者の相続分を引き上げるべきかどうかという問題、あるいはこれに関連して、現行の法定夫婦財産制である別産制を共有制に改めるべきかどうか、遺産の維持増加に特別の貢献をした相続人の寄与を評価して、これに一定の財産を与える制度を設けるべきかどうか等の問題である。

同小委員会は、昭和50年7月に開催された民法部会にそれまでの審議のおもな内容及び問題点を中間報告するとともに、これを公表し、各界の意見を聴き、更に審議を続けているが、配偶者の相続分については、さしあたり、配偶者の相続分を現行法より引き上げるべきであるとする意見及び配偶者の相続分については、子の有無、その人数、年齢あるいは婚姻年数等の事情に応じて規定を設

けるべきであるとする意見などがあり、これらの問題点をいつそう掘り下げて検討する必要があるとされ、これに関連して、生存配偶者の保護のための具体的な方策が検討されている。

今後、現行制度の運用の実態、国民各層の意識、外国立法例等について調査研究しつつ検討が続けられ、法制審議会の答申が得られれば、早くてこれに基づき法案を作成し、改正を行う予定である。

3 新しい教育機会の創出

職場や家庭で働きながら高等教育（文部省）専門教育を受けることを希望する婦人、日常生活を豊かにし、生涯をより充実して生きるため、学習、交流、情報交換の機会を求める婦人が増大していることは、現代の大きなすう勢であり、これを進める社会教育の機会の拡充、大学教育のあり方の弾力化等を推進することが必要である。

このため国内行動計画前期においては、国立婦人教育会館の施設の整備、事業内容の充実を進めるとともに、放送大学の計画を進める。

なお、これらの一環として、公立婦人教育会館の整備を促進し、婦人の自主的な学習、交流機会を拡大することが課題である。

(1) 国立婦人教育会館

国立婦人教育会館は、昭和46年以来諸般の準備を進めてきたが、このほど主要な建物も完成し、52年7月1日、文部省の附属機関として、埼玉県比企郡嵐山町に設置された。

52年10月に事業を開始し、53年度中にすべての工事を完了する予定である。

事業内容は、次の通りであり、婦人の意見や要望を取り入れつつ、拡充整備する。

ア 婦人の学習を推進する指導者の研修

イ 各種婦人団体・グループに対する研修プログラムの提供

ウ 婦人のための学習機会の提供

エ 婦人のための国際交流事業

オ 婦人教育・家庭教育に関する情報資料の収集及び提供

カ 婦人教育に関する専門的な調査研究等の事業

(2) 放送大学

放送大学は、広く職業人や家庭婦人、さらに高校新卒者に、新しい形態による大学教育の機会を提供することにより、我が国高等教育の柔軟な進展に寄与しようとするものである。

この放送大学については、昭和44年以来文部省を中心に、その構想の検討や創設のための諸調査・準備が進められてきた。文部省では、昭和52年度において、創設準備室を発足させて、教育課程の編成、教材の作成を行うほか、東北大学及び広島大学に委嘱して放送教育を試行するなど、引き続き創設準備を進める。

4 新しい時代に即応する学校教育

学校教育においては、学校（文部省）活動全体を通じて、男女が互いに相手の立場や人格を尊重し、男女平等

の思想を身につけるように配慮されなければならない。

文部省では、昭和52年7月、教育課程審議会の答申（昭和51年12月）に基づき、小・中学校の新学習指導要領を告示した。これらは、小学校については昭和55年4月から、中学校については昭和56年4月から実施されるが、それまでの期間には、新学習指導要領に円滑に移行するための移行措置が実施され、また新学習指導要領に基づく教科書づくり、新教育課程の編成の研究等の諸準備が行われる。

新学習指導要領では、中学校の「技術・家庭」における従来の男子向き、女子向きの区分をやめ、男子にも家庭系列の領域を、女子にも技術系列の領域をそれぞれ含めて履修させるように計画すること、という原則が示された。特に、新学習指導要領で、これまで以上に各学校の裁量の幅が拡大されたことともあいまって、学校においては、地域や学校の実態及び生徒の必要並びに男女相互の理解と協力を図ることを十分考慮しつつ、教育課程の編成その他必要な諸準備がなされるよう期待している。

5 雇用における男女平等

我が国経済社会の発展に伴って、（労働省）勤労婦人の数は著しく増加し、広く各分野で大きな役割を果たすとともに、婦人の生涯における職業の重要性も高まっているが、職場には男女の不平等が依然として残存し、婦人が職場でその能力を十分に発揮して

いるとはいえない状況にある。

このため、憲法の保障する男女平等の原則に基づいて、職業生活のあらゆる領域に男女が等しく参加の機会をもち、平等な待遇が得られるよう、雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の確保を最重点として、若年定年制、結婚退職制等の解消、男女の同一労働同一賃金の原則の徹底をはじめとする多角的な施策を展開する。同時に平等を実質的に確保するための母性保護等の施策を推進する。

(1) 若年定年制、結婚退職制等の計画的解消

現在、男女別に定年年令を定めている企業は、定年制を定めている企業の24%あり、このうち女子の定年年令を40歳未満としている企業が6%、40～55歳が63%である。また結婚、妊娠、出産退職を行っている事業所は8%である。

国内行動計画前期においては、若年定年制、結婚、妊娠、出産退職制等の早急な改善をめざし、52年度を初年度とする次の年次計画に基づいて、全国的な実態は把握、啓発活動及び集团的・個別的行政指導等の施策を積極的に展開していく。

労使においても若年定年制等を内容とする就業規則、労働協約及び職場慣行等の自主的改善を速やかに行われることを期待する。

若年定年制、

結婚退職制等改善年次計画

イ. 年次計画のねらい

わが国においては、法の下での男女平等が憲法の定める基本的原理として保障されており、また、今日、多くの婦人が職場に進出し、経済社会に大きな役割を果たしている。

しかし、職場には、依然として男女の不平等が存在しており、雇用における条件整備の必要とその基本的方向は、婦人少年問題審議会の「雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の促進に関する建議」及び婦人問題企画推進本部の策定した国内行動計画に示されたところである。

この年次計画は、これらを受けて、合理的理由なく定年年齢に男女の差を設ける制度及び結婚・妊娠・出産退職制等女子のみに適用される退職制度等の差別的制度の解消のために策定するものである。これは、昭和52年度を初年度とする5か年の年次計画である。広く労使をはじめ一般国民に指針を示すとともに、行政推進の目途となるものである。

ロ. 内 容

計画期間を通して、広く労使にこれらの差別的制度の解消について行政指導を行うこととするが、特に年次別に以下を重点的に行う。

- (イ) 昭和52年度においては、行政指導対象の実態把握を行う。
- (ロ) 昭和53、54年度においては、男女別定年制のうち、女子の定年年齢が40歳未満のもの及び結婚・妊娠・出産退職制等の解消を図る。
- (ハ) 昭和55、56年度においては、

男女別定年制のうち、女子の定年年齢が55歳未満のものの解消を図る。

(2) 婦人雇用コンサルタント制度の運用

昭和52年度に、全国の婦人少年室に設置された婦人雇用コンサルタントの効果的運用により、雇用における男女平等の促進その他勤労婦人の雇用管理全般にわたる改善を促進するため、相談および個別・集団指導を推進する。

(3) 男女平等に関するガイドライン

雇用における男女平等に関するガイドライン策定のため、研究会議の開催、事例の収集・分析、諸外国の実情の把握等調査研究を行う。

(4) 婦人労働関係法令の検討

憲法に定める男女平等の原則を一層徹底させ、かつ婦人の地位の実質的向上を図るためには、常に諸法制を見直し、その再検討を行う必要がある。婦人労働関係法令についても平等を確保するために必要な法制のあり方、母性保護の充実等の観点からその内容について検討を進める。なお、従来、婦人労働者に対して行われている特別措置のうち、既に科学的根拠が失われ、婦人の就業の制約となつていていることが明らかになったものについては逐次改善を図る。

(5) 勤労婦人の母性保護

勤労婦人にとって、妊娠・出産に係る母性保護は、婦人自身の健康と次代の国民の健全な育成の観点から必要不可欠であり、更にきめ細かな対策を講じる必要がある。このため、労働基準法上の規定の遵守を図ると

ともに、勤労婦人福祉法に基づく母性健康管理に関する措置についての指導基準の徹底に努める。

勤労婦人の母性健康管理の改善のため、現在25の婦人少年室に配置されている母性健康管理指導医を拡大配置し、勤労婦人や事業主に対する相談・指導に当たる態勢を整える。また、事業主においても自主的管理体制をとることが望まれるので、50人以上の女子労働者を雇用する事業所に対して母性健康管理推進者の設置（現在約5,000人）を一層勧奨するとともにこの人々の資質向上、行政との連携強化を図る。なお、勤労婦人に対して、健康管理についての啓発指導を推進する。

(6) 職業生活と家庭生活の調和

我が国においては、いわゆる終身雇用制度、年功序列賃金制度が支配的であり、退職した後に、退職前と同じ労働条件で再就職することは困難である。このような情勢にかんがみ、勤労婦人が雇用関係を継続しつつ、一定期間育児に専念することを可能にする育児休業制度の今後一層の普及を図るために、企業に対する奨励措置を拡充するなど強力な指導を進める。なお、女子教育職員、看護婦、保母等特定職種について育児休業利用促進措置の充実を図る。

文部省
厚生省
労働省

また、勤労婦人の福祉及び職業生活と家庭生活の調和を図るための総合福祉施設である働く婦人の家（現在74カ所）を増設するとともに勤労婦人の要望に合致した設置運営がなされるよう、機能の充実を図ってゆく。

(7) 生涯職業訓練体制

昭和51年6月に策定された「第二次職業訓練基本計画」に基づき、これから職業に就こうとする者、離職しようとする者、在職している労働者等に対する職業訓練の充実等能力開発の機会を拡充することにより、婦人を含む職業人の生涯にわたる能力開発体制の基礎づくりを行う。

6. 育児環境の整備

保育所の整備については、従来か（厚生省）ら年次計画をもって増設整備が図られ、その施設数と入所児童数は25年3,000ヶ所26万人、35年1万ヶ所69万人、45年1万4,000ヶ所113万人と伸びてきており、46年から着手した保育所整備五ヶ年計画をすでに達成し、その後も引き続き年間900ヶ所程度の新設という速度で整備が進められている。52年度においては、1万9,000ヶ所180万人、保母15万人、運営費（措置費）への国庫補助は、約2,400億円に達している。

しかしながら、国民の意識の変化をも含めた社会的な諸要因の変化により、保育所への需要は依然として高く、その内容は多様化している。こうした情勢をふまえ、保育所の基本的なあり方についても、国民の間にはさまざまな声がある。

前期の努力事項としては、年々、施設の増設整備を図る一方、今後の保育所の基本的なあり方について審議会等で検討しており、幼稚園との関係に留意しつつ今後も更に検討を進める。

また、幼児・児童の健全育成のための施設として児童館が必要であるので、市町村や法人の手により、設置が進められている。児童館については、国は従来から市町村に対し、その費用の一部を補助してきたが、52年度からは、法人に対しても補助の途を開いた。今後ともこれを指導助成してその芽を伸してゆく。

7 性と健康を守る対策

婦人の健康を守ることは、婦人自身のみならず、次代を担う子どもの健康を守ることにもつながる重要な課題である。このうち、国内行動計画前期には、妊産婦死亡率の一層の低下のための対策、成人病対策、家庭婦人、家業に従事する婦人、勤労婦人等それぞれの立場に即した健康増進対策等に重点を置いてとりくむこととする。

(1) 母性保健

妊産婦死亡率は、急速に低下し（厚生省）てきているものの、出生10万対り26となっており、先進諸国に比較すると高率である。我が国における妊産婦死亡の原因としては、妊娠中毒症、産科出血等があげられている。これらに対応する医療、保健指導、救急対策を強化整備するとともに、母子保健の推進のための施設の整備を図り、52年度に発足する市町村母子保健指導事業を含む地域母子保健事業を重点的に指導・助成する。また、家族計画や適切な栄養のとり方等を含む母性保健の知識を普及徹底する。

(2) 母性給付

社会保障における分娩費支給水準については、母性尊重の見地より適正に定められるよう努力されなければならない。分娩費は、西欧諸国では、医療の現物給付となつていところも多いが、我が国では、出産に要する標準的費用を考慮した現金給付を行つている。

国民健康保険の助産費の額は、保険者が任意に定めることとされており、現在すべての保険者が助産費の支給を行つているが、国保は他の医療保険に比べて基盤が低い弱であることから、国は、助産費の支給に要する費用の $\frac{1}{3}$ を補助しており、この補助基準額は、44年にそれまでの2千円が1万円となり、49年から2万円、50年から4万円、52年から6万円に改善された。一方健康保険の分娩費最低保障額及び配偶者分娩費は、48年にそれまでの2万円（配偶者分娩費1万円）が6万円となり、51年からは10万円に改善されてきている。今後とも、母性給付の改善については、出産に要する標準的費用を考慮してその改善に努める。

(3) 地域保健

健康診査などの機会に恵まれない家庭の主婦、農業、自営業等に従事する婦人を対象に、検尿、血液検査などの健康診査と生活指導を実施するとともに、胃がん及び子宮がんの集団検診の充実と、乳がん及び肺がんの予防対策の推進に努め、循環器疾患についても健康診断の実施、健康診断体制の整

備、検診後の保健指導の強化等に努める。

食生活改善推進員、在宅栄養士等を健康づくり推進のメンバーとして強化するための研修を実施する。また、貧血、肥満、高血圧など食生活関連の疾病を予防するため、食生活改善推進員を中心とする食生活改善ボランティア活動の育成並びに循環器疾患の健康診断受診の促進及び健康教育の普及徹底を図るための地区衛生組織の育成強化に努める。あわせて地域保健体制の充実に努める。

地域住民が日常生活において、(文部省)自主的にスポーツ活動ができ、しかもその運営が地域住民の手によって行われるスポーツクラブの育成を図り、地域における婦人の体力向上と健康増進に努める。

なお、自営業において、主婦(中小企業庁)でもあり、同時に中心的な労働力として働いている婦人の生活と健康を保持するための施策に資するため、まず、中小企業庁は52年度において、日本商工会議所及び全国商工会連合会と協同で、中小企業における自営業婦人の生活等実態調査を実施しているところである。

9. 農山漁村婦人の福祉の向上

農村においては、婦人が農業従事(農林省)者数の約6割を占めており、農業生産の労働面及び農業経営面に大きな役割を果たしているとともに、主婦として健全な家庭生活及び農村社会生活の運営のために重要な責務を負

っている。農村の婦人がこれらの役割を円滑に果たしてゆくためには農業労働の適正化と良好な農業労働環境、家庭環境、農村社会環境を整備することが不可欠である。

(1) 農業経営・農業技術等に関する指導

52年度から農業改良助長法を改正し、各都道府県において農民研修教育施設による女子を含む農業後継者に対する研修教育を行う。また、52年度から養蚕婦人グループの育成強化のための新しい省力育蚕技術の導入によるプロジェクト活動の推進指導を行う。このほか、農業改良普及職員をはじめとする普及職員による指導を充実強化する。

(2) 生活全般に関する指導

52年度から婦人の適正な労働参加のあり方等婦人農業従事者をとりまく諸問題について検討を行う婦人農業従事者セミナーを開催する。また、52年度から農村婦人の生活改善実行グループ及び婦人水産業従事者グループの育成と活動を促進するための実績発表大会、幹部の研修会、実績顕彰等を実施する。

(3) 施設の整備活用及び生活環境改善の強化

52年度から農村婦人が生活の改善に係る共同学習、自主的交流、情報交換等に使用する「農村婦人の家」を(52年度32カ所)設置するとともに、高齢者が集団で農林水産物の栽培(養殖)加工、手工芸等農村の特性を生かした創

作活動を行うための農家高齢者創作活動施設を引き続き計画的に設置する。また、生活環境診断カルテの作成、地域生活機能保全講習会の開催等を通じて住民の自主的活動による地域の生活環境改善を促進する生活環境改善対策事業を拡充強化する。更に、今後は、地域住民の創意と工夫を生かす共同作業により身近な生活環境施設整備をすすめ、生活環境整備活動の実績展示に役立てる。

(4) 健康生活指導

我が国の農業生産と農家生活の担い手である農村婦人の健康を含め農家の健康生活の増進に地域ぐるみでとりくむ必要がある。このため、モデル地区（地域）を設定して健康診断、アンケート調査等により健康生活の実態を把握し、濃密な健康生活管理指導、農業者の自主的な健康生活管理組織の育成等を行う農業者健康モデル地区育成事業を計画的に拡充強化する。

また、52年度から農業団体が全国1,800農協において行う農業従事者の健康維持増進に係る教育啓発活動を助長する農業従事者健康推進特別事業を実施する。

(5) 生活改善普及職員の活動の効率化及び生活技術の開発の強化

上記の各種施策を推進するに当たって中心的役割を果たす生活改善普及職員の活動の効率化のため、市町村等関係機関との連携の強化、漁村生活の実態の把握、生活改善課題収集協力活動の強化等を行うほか、農村生活の諸問題に関する

調査研究を学際的手法により行っている農村生活総合研究センターの機能を活用する。

9. 寡婦等の自立促進

(厚生省)
(労働省)

母子家庭は昭和48年8月現在62万6,200世帯と推計され、昭和42年に比べると約11万世帯増加しており、特に最近は夫の不慮の事故や離別等により寡婦等となった者が増加している。寡婦等は、家計を維持するためにその多くが就業することを望むが、職業経験が乏しく技能が十分でないこと、育児その他家庭生活からの制約があること等の問題が大きく安定した就業が困難である。この障壁を乗り越えて寡婦等の経済的自立を促進すること、とりわけ就業対策の充実を図ることが前期の大きな課題である。このため、福祉施設の充実等による就労を容易にする環境の整備、母子福祉資金貸付制度の充実を図るとともに、婦人就業援助センターの設置、公共職業安定所における職業相談機能等の強化、寡婦等に対する訓練手当の支給、訓練職種の検討、委託訓練の検討等による職業訓練体制の充実、訓練受講者の保育所利用の円滑化、寡婦等雇用奨励金の増額などによる受入れ態勢の開発など寡婦等の就職援護措置を強化する。同時に寡婦等の雇用について企業及び社会の理解と協力を得るための特別活動を実施する。

また、40歳以上で配偶者のいない（建設省）
い婦人は、未婚者で約70万人（男子は約37万人）、離別者で約65万人（男子は約26万人）、死別者

で約541万人(男子は約105万人)いる。これらの婦人の大半は働いているが、高い学歴、資格、技術等をもつ人が少ないため、一般に収入も低く、不安定な生活を送っている例も少なくない。特に一人暮らしの婦人は、住宅をはじめ深刻な問題を抱えている層である。現在、公的資金による住宅の貸与、分譲、資金の貸付等は、現に同居し、又は同居しようとする親族のある者を対象とするものが多く、きわめて不便であるので、早期に改善を図ることとする。

中高年独身婦人の公的住宅利用については、まず、日本住宅公団において、小世帯向き住宅について単身者にも利用を拡大しつつあり、一部の住宅については2DK(50㎡未満)への入居を既に実施しているほか、公営住宅への入居、地方住宅供給公社よりの分譲住宅購入等についても、関係法令の改正を含めて検討中であり、住宅金融公庫の融資についても検討を行っている。

10. 老後における生活の安定

一般に長い老後の生活が予想され(厚生省)る婦人にとって、充実・安定した老後の生活を得ることは、重大な関心事である。同時に、老人の介護も多くは婦人の手に委ねられているのであり、老後の問題は、婦人問題の一つの重要な柱である。

(1) 年金制度の改善

男女を問わず、すべての人に安定した老後の生活を保障することを基本理念とする年金制度の充実、きわめて重大な問題であり、

現在年金制度の改善・充実について、社会保障制度審議会、社会保険審議会、国民年金審議会において審議が進められている他、年金制度基本構想懇談会を設け、年金制度全般について、長期的な観点から検討を行っているところである。

年金制度における婦人の問題としては、国民年金に任意加入していない無業の妻が独自の年金を有しないため、特に高齢で離婚した場合に年金の保障に欠ける場合があること。また、昭和51年改正で寡婦加算制度が導入されたものの、原則として夫の老齢年金額の50%という遺族年金の水準では不十分であること等が、指摘されている。

このうち、遺族年金の水準の問題は婦人にとって最も重要な問題の一つであり、早急な改善が望まれている。しかしながら、この問題は、一方で、国民年金に任意加入している妻の問題等、多数の制度にまたがるむずかしい問題なので、政府としては各審議会の意見を踏まえ、また、年金制度基本構想懇談会において、今秋とりまとめられる予定となっている中間意見をまっぴら横断的な検討を行い、50年代半ばまでには改善に着手したい。

なお、保険料率や支給開始年齢等に男女間に差異が設けられている場合があるが、これについても、真の男女平等の見地から見直しを行っていきたい。

(2) 老人福祉

現在、我が国の65歳以上の人口は約950万人(うち女540万人)であるが、このうち、一人暮らしの人は64万人(うち女50万人)、施設に在所している人は12万人(うち女8.0万人)である。一方、いわゆる寝たきりの人は36万人と推計されている。

このような状況をふまえて、前期の努力を集中する事項としては、特に需要の大きい特別養護老人ホームに重点を置いた施設の整備ならびに家庭奉仕員派遣制度および施設への一時的収容に重点を置いた在宅老人への援助の強化があげられる。

収容施設としての老人福祉施設には、養護老人ホーム(936カ所、7万人)、特別養護老人ホーム(627カ所、48万人)、軽費老人ホーム(132カ所、8,000人)の3種があるが、このうち最も緊急に整備を要する、いわゆる寝たきり老人等を対象とする特別養護老人ホームについては、最近では年間約7,000名程度の定員の増加をみているところであるが、今後とも、需要に対応するよう重点的に整備を行う。

また、年金制度の成熟による老人の自己負担力の向上により、軽費老人ホームへの需要が高まるものと予想されるので、その整備の充実を図る。

老人が馴染み親しんできた家庭や地域で、老後の生活を送る事が出来るよう、在宅福祉サービスにつ

いては、その施策の拡充及び発展を図っていく必要があるが今後高齢化が進むにつれ、老人福祉の要望に応じていくためには、公的施策のみならず、社会連帯意識に基づくボランティア活動等が期待される。

日常生活に支障のある老人で養護者の得られない人々の需要に応えるための家庭奉仕員は、現在約1万人で、1人当たり、約7.4世帯を担当しているが、今後ともその態勢の確保と奉仕員の処遇の改善を行う。

11. 国際協力

(外務省)

現在、我が国は、資金援助、技術協力等の経済協力を含め、種々の分野における国際協力を行っているが、この中には、上水道の整備、総合農村開発、家族計画、教育・訓練、医療、福祉等、直接婦人の生活環境の改善等につながるものが多い。従って、今後とも、婦人の地位向上に貢献しうる分野での国際協力の推進を図るとともに、技術協力の実施等に当たっては、婦人の参加に配慮するものとする。

我が国と隣国関係にあるアジア諸国の婦人との友好・協力については、国際会議、専門家及び青年海外協力隊の派遣、研修員の受入れ、国際交流、情報収集、研究活動等、あらゆる機会をとらえて、これら諸国の婦人との意志疎通・連携協力を努めるものとする。

(2) 婦人の政策決定参加を促進する特別活動の進捗状況

表1 国会及び地方議会における婦人の状況

区 分	議 員 総 数	婦 人 議 員 数	総数に対する 婦 人 の 割 合
国 会 議 員			
衆 議 院	511 ¹⁾ 人	7 人	1.4 %
参 議 院	252 ²⁾	15 ³⁾	6.0
地 方 議 会 議 員			
都道府県議会	2,768 人	34 人	1.2 %
市 議 会	19,973	414	2.1
町 村 議 会	47,614	233	0.5
特別区議会	1,039	69	6.6

52年12月31日現在

(自治省選挙部調)

1), 2) は定数

3) は昭和53年2月5日補欠選挙後の結果

表2 中央官庁の各種審議会等の委員における婦人の参加状況

区 分	審議会総数	婦人を含む 審議会数	総数に対する 婦人を含む 審議会の割合	委員総数	婦人委員数	総数に対する 婦人 の 割 合
昭和50年 1月1日現在	237 (246)	73	30.8 %	5,436 人	133 人	2.4 %
昭和51年 6月30日現在	236 (245)	73	30.9	5,555	146	2.6
昭和52年 4月1日現在	231 (245)	77	33.0	5,468	151	2.8
昭和52年 12月31日現在	235 (245)	89	37.9	5,460	174	3.2

() 内は調査当時委員を人選中のものを含めた数

(総理府調べ)

表3 新たに婦人委員が任命された審議会と婦人委員名(52.4.1以降、53.2.6現在)

省 庁 名	審 議 会 名	婦 人 委 員 名	備 考
総 理 府	中央心身障害者対策協議会 地方制度調査会 北陸地方開発審議会 近畿圏整備審議会 (豪雪地帯対策審議会 海外移住審議会 対外経済協力審議会	酒井真喜子 十返千鶴子 粕谷照美 福岡たづ 粕谷照美 佐々波楊子、角田房子 中根千枝	53.1.24 免)
(学技術庁)	資 源 調 査 会	佐伯芳子	
大 蔵 省	財 政 制 度 審 議 会	中根千枝	
文 部 省	中 央 教 育 審 議 会 学 術 審 議 会	竹中はる子、小野清子 井上和子	
厚 生 省	人 口 問 題 審 議 会 中 央 薬 事 審 議 会	縫田晴子 下村裕子	
(林 野 庁)	中 央 森 林 審 議 会	富山和子	
(資源エネルギー庁)	電 気 事 業 審 議 会	春野鶴子、比嘉正子	
運 輸 省	運 輸 技 術 審 議 会	石原一子	
自 治 省	地方公務員共済組合審議会	橋口和子	

表4 法律に基づく審議会等委員への婦人の参加状況
(都道府県段階)

名 称	女子の比率 %
都道府県環境衛生適正化審議会	13.5
都道府県児童福祉審議会	18.0
都道府県優生保護審査会	10.8
地方労働基準審議会家内労働部会	16.0
地方家内労働審議会	14.4
民生委員審査会	17.7
保健所運営協議会	11.2

(昭和52年12月31日現在)

(注)労働省婦人少年局で調べたもののうち、婦人が全国計で委員総数の10%以上を占めているもの

表5 地方自治法180条に基づく
委員会委員への婦人の参加状況

名 称	女子の比率 %
教 育 委 員 会	10.1
選 挙 管 理 委 員 会	7.9
人 事 委 員 会	0.6
監 査 委 員 会	0.4

(昭和52年12月31日現在)

(注)労働省婦人少年局で調べたもののうち全国で婦人が一人でも参加しているもの

表 6

法律に基づいて配置されている委員，相談員への婦人の登用状況

名 称	女子の比率	備 考
民 事 調 停 委 員	11.3 %	昭和52年10月1日現在 最高裁調
家 事 調 停 委 員	38.8	" "
参 与 員	33.6	昭和53年 2月1日現在 "
人 権 擁 護 委 員	11.4	昭和52年12月31日現在 法務省調
保 護 司	18.3	昭和53年 1月 1日現在 "
社 会 教 育 委 員 (注1)	13.4	昭和52年12月31日現在労働省婦人少年局調
婦 人 相 談 員	86.6	昭和52年 5月 1日現在 厚生省調
民 生 委 員 (兼 児 童 委 員)	36.6	昭和52年12月31日現在 "
母 子 相 談 員	100.0	" "

(注1) 都道府県段階に配置されているもの

(注2) 婦人が委員総数の10%以上を占めているもの

表 7

国家公務員試験区分別採用等の状況

	昭 和 5 0 年 度			昭 和 5 1 年 度			昭 和 5 2 年 度		
	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子
上 申 込 者	37,825	36,000	1,825(48)	44,518	42,363	2,155(48)	48,514	46,012	2,502(52)
合 格 者	1,206	1,172	34(28)	1,136	1,091	45(40)	1,206	1,166	40(33)
採 用 者	580	567	13(22)	572	550	22(38)	591	570	21(36)
上 申 込 者	3,389	3,027	362(107)	5,417	4,872	545(101)	5,088	4,693	395(78)
合 格 者	101	94	7(69)	100	84	16(160)	78	76	2(26)
採 用 者	53	50	3(57)	58	53	5(86)	44	43	1(23)
中 申 込 者	47,016	37,538	9,478(201)	69,463	55,109	14,354(207)	85,480	68,933	16,547(194)
合 格 者	1,622	1,410	212(131)	1,615	1,369	246(152)	1,939	1,673	266(137)
採 用 者	783	708	75(96)	645	557	88(136)	780	691	89(114)
初 申 込 者	147,493	83,798	63,695(431)	154,442	89,174	65,268(423)	157,694	95,554	62,140(394)
合 格 者	17,872	12,297	5,562(311)	14,472	9,958	4,514(312)	16,583	12,085	4,498(271)
採 用 者	6,803	5,058	1,745(257)	6,476	4,865	1,611(249)	6,885	5,505	1,380(200)

(人事院任用局調べ)

注). 1. () の数字は計に対する女子の百分比

2. 上級(甲、乙)はそれぞれ51, 52, 53年4月1日の採用者。中級、初級のうち、昭和52年度については53年4月30日現在。

3. 昭和51年度、昭和52年度上級職女子採用状況(省庁別)

昭和51年度…(甲) 総理府1, 公正取引委員会1, 環境庁1, 法務6, 大蔵1, 文部2, 特許庁2, 厚生2, 農林3, 労働3
(乙) 法務3, 労働1, 建設1昭和52年度…(甲) 総理府1, 環境庁1, 法務3, 文部2, 厚生4, 農林4, 工業技術院1, 特許庁1, 労働4
(乙) 文部1

表8 国、公立学校の教員数及び校長、教頭への登用状況

区 分		小学校	中学校	高 校	幼稚園
教員 総数	計	430,653人	236,250人	178,267人	25,129人
	男 子	190,249	163,933	151,278	404
	女 子	240,404	72,317	26,989	24,725
	女子の比率	55.8%	30.6%	15.1%	98.4%
校 長	計	22,841人	9,402人	3,463人	1,296人
	男 子	22,464	9,390	3,458	272
	女 子	377	12	5	1,024
	女子の比率	1.7%	0.1%	0.1%	79.0%
教 頭	計	23,201人	10,288人	4,983人	657人
	男 子	22,491	10,246	4,969	11
	女 子	710	42	14	646
	女子の比率	3.1%	0.4%	0.3%	98.3%
教 諭	計	357,154人	206,161人	163,652人	21,545人
	男 子	141,704	143,093	141,244	116
	女 子	215,450	63,068	22,408	21,429
	女子の比率	60.3%	30.6%	13.7%	99.5%

(昭和52年5月1日現在)

昭和52年度文部省「学校基本調査」

注) 教員総数には校長、教頭、教諭の外、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師を含む。

表9 国公立大学、短大の教員数及び学長、副学長への登用状況

区 分		大学	短大
学 校 数		121校	80校
教員 総数	計	49,869人	2,347人
	男 子	47,069	1,703
	女 子	2,800	644
	女子の比率	5.6%	27.4%
学 長	計	119人	44人
	男 子	119	44
	女 子	0	0
	女子の比率	0%	0%
副 学 長	計	22人	1人
	男 子	22	1
	女 子	0	0
	女子の比率	0%	0%
教 員	計	49,728人	2,302人
	男 子	46,928	1,658
	女 子	2,800	644
	女子の比率	5.6%	28.0%

(昭和52年5月1日現在)

昭和52年度文部省「学校基本調査」

イ. ス子公務員の採用及び登用

ロ) 緒方貞子氏、初の女性特命全権公使に

国連代表部公使緒方貞子氏は、昭和53年4月5日付で、婦人で初めての特命全権公使に任命された。外務公務員法により、特命全権大使及び特命全権公使は天皇の認証によるものとされており、特命全権大使は98名、特命全権公使は4名が任命されている。

ロ) 中央官庁における婦人の管理職の増加等について

昭和52年9月20日付で文部省学術国際局情報図書館課長に遠山敦子氏が任命された。

また、昭和53年3月16日付で北海道労働基準局次長に前労働大臣官房統計情報部雇用統計課長沢貞子氏が任命された。

労働基準局次長に前労働大臣官房統計情報部雇用統計課長沢貞子氏が任命された。

ロ) 53年度外務公務員採用上級試験に女子2名が合格

53年度外務公務員採用上級試験において、楠田かおるさん、清井美紀恵さんの2人の女子が合格した。女子の合格者は20年ぶりのことである。

なお、昭和53年度4月1日付で、2人を含む26名が上級外務公務員として採用された。

(3) 雇用における男女平等の推進

4. 若年定年制、結婚退職制等改善年次計画の推進について

婦人少年局では、昨年6月、若年定年制、結婚退職制等改善年次計画を樹立して、若年定年制、結婚退職制等の改善を図っている。52年度中は、実態把握を行ったところであるが、これをふまえて、53年度から具体的な改善指導を推進することとし、6月22日事業主団体との懇談会を開催し、傘下事業主がこれらの制度を可及的速やかに解消するよう、適切な措置をとることを要請した（要請文参照）。

1. 昭和52年度における実態把握結果

- (1) 男女別定年制があり、女子の定年年令
55才未満の企業数 13,300
(1)のうち、女子の定年年令が40才未満
の企業数 1,200
(2) 結婚退職制等のある企業数 1,200
(3) その他男女別定年制の疑いのある企業
数 500
(4) 実態把握企業数 14,600

注1) 男女別定年制があり、かつ結婚退職制等がある企業等があるので、「(4)実態把握企業数」は(1)、(2)及び(3)をあわせた企業数と一致しない。

2) 「(3)その他男女別定年制の疑いのある企業数」は、職種別定年制等であつて実質的に男女別定年制の疑いの強いものの企業数である。

2. 昭和53年度における行政指導の重点実施事項

以上の実態把握企業について、昭和53年度において、さらに制度の実施を確認のうえ、以下の指導を行う。

- 行政指導対象企業に対する若年定年制、結婚退職制等改善年次計画の徹底と改善勧告
- 男女別定年制のうち、女子の定年年令が

40才未満のもの及び結婚・妊娠・出産退職制等のある企業に対する重点的改善指導

(中央)事業主団体に対する指導

(地方)行政指導対象企業に対する集団指導及び個別指導

(要請文)

婦 発 第107号

昭和53年 6月22日

殿

労働省婦人少年局長

森 山 真 弓

若年定年制、結婚退職制等の改善について
日頃、婦人少年行政の推進につきましては、格別の御協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、労働省婦人少年局では、従来から、職場における男女平等促進のための施策を進めて参りましたが、国際連合の提唱による「国際婦人年」及びそれに続く「婦人の10年」のスローガンの第1に、男女平等の促進が掲げられており、政府としても昭和50年9月、婦人問題企画推進本部（本部長 総理大臣）を設置し、国内行動計画を策定して、男女平等の促進のための施策を強力に推進しているところであります。

国内行動計画においては、憲法の定める男女平等の原則に基づいて、雇用における機会と待遇の男女平等を実現するため、雇用制度、慣行の改善に努めることとしております。特に近年多くの婦人が職場に進出し、男子と同様に長期にわたって働くことを希望しており、一方、若年定年制、結婚退職制などについては、昭和41年以来、これを定めた就業規則・労働協約等は、憲法及び労働基準法の精神に反するとともに、民法90条の公序良俗に反し、無効である旨の裁判例が相次いで出されております。

労働省婦人少年局では、このような状況にかんがみ、合理的理由なく定年年令に男女の差を設ける制度及び結婚・妊娠・出産退職制等女子のみに適用される退職制度等の解消を図るため昭和52年6月「若年定年制、結婚退職制等改善年次計画（別添）」を策定し、これらの差別的制度の解消を図ることとしております。

つきましては、貴職におかれましては、傘下企業に対し、就業規則等の見直しを行い、若年定年制、結婚退職制等を可及的速やかに解消するよう、適切な措置をとることを要請いたします。

別添「若年定年制、結婚退職制等改善年次計画」略…婦人の地位情報63で既報

（参考）なお、6月23日、昭和53年1月に実施された「雇用管理調査（昭和53年）」の結果が公表されたが、これによれば定年制を定めている企業の割合は53年に77.3%（前回調査の51年には74.1%）であるが、このうち、男女別それぞれ一律に定めている企業の割合は23.1%（53年）であり、前回における23.5%に比べやや低下している。

特に男女別定年年齢における女子の定年年齢をみると、40歳未満3.5%（前回5.6%）、40歳以上55歳未満54.9%（前回63.0%）、55歳以上41.6%（前回31.3%）と、55歳以上とする企業の割合が10ポイント高まるなど、改善の動きが顕著である。

第1表 定年制の実施状況

(%)

区 分	全企業	定 年 制 を 定 め て い る					定 年 制 を 定 め て い な い
		計	一律に定 めている	男女別それ ぞれ一律に 定めている	職業の種 類別に定 めている	そ の 他	
計	1000	77.3(100.0)	(71.3)	(23.1)	(3.9)	(1.7)	22.7
5,000人以上	1000	99.6(100.0)	(76.5)	(16.6)	(3.6)	(3.2)	0.4
1,000～4,999人	1000	99.3(100.0)	(69.0)	(25.3)	(2.1)	(3.6)	0.7
300～999人	1000	97.3(100.0)	(66.1)	(27.9)	(4.3)	(1.7)	2.7
100～299人	1000	90.5(100.0)	(68.0)	(26.1)	(4.5)	(1.4)	9.5
30～99人	1000	70.6(100.0)	(73.4)	(21.3)	(3.6)	(1.7)	29.4

(53年雇用管理調査)

第2表 男女別定年制における定年年齢

男 子

(%)

区 分	男女別定年制 のある企業	～ 54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61～ 64歳	65歳	66歳～	不明
調査産業計	(231)100.0	0.3	34.2	3.6	9.9	7.4	0.8	38.9	0.1	4.6	—	—
前回調査 調査産業計	(235)100.0	0.4	39.0	6.5	8.2	6.6	0.6	35.9	0.2	2.1	0.4	0.1

女 子

(%)

区 分	男女別定年制 のある企業	～ 35歳	36～ 39歳	40歳	41～ 44歳	45歳	46～ 49歳	50歳	51～ 54歳	55歳	56～ 59歳	60歳	60歳～	不明
調査産業計	(231)100.0	2.5	1.0	3.6	0.0	8.1	3.9	33.7	5.6	34.3	5.6	1.7	—	—
前回調査 調査産業計	(235)100.0	5.4	0.2	4.9	0.8	15.5	2.4	32.4	7.0	25.6	3.7	1.0	1.0	0.2

(53年雇用管理調査)

(注)・()内の数字は定年制を定めている企業のうち男女別に定めている企業の占める割合である。

・前回調査とは51年1月調査である(今回調査は53年1月調査である)。

第3表 男女別定年制を定めている企業の比率

区 分	53年 (%)			51年 (%)		
企業規模30人以上の企業	100.0			100.0		
定年制を定めている企業	77.3			74.1		
うち男女別それぞれ一律に 定年制を定めている企業	(17.9)	23.1	100.0	(17.4)	23.5	100.0
女子の定年年令 40才未満	(0.6)	(0.8)	3.5	(1.0)	(1.3)	5.6
40～55才未満	(9.8)	(12.7)	54.9	(11.0)	(14.8)	63.5
55才以上	(7.5)	(9.6)	41.6	(5.4)	(7.4)	31.3

(雇用管理調査)

ロ、各婦人少年室に婦人雇用コンサルタントを
設置

職場における男女平等の促進その他の勤労
婦人の雇用管理の改善に資するため、昭和5
2年9月1日付けで全国47婦人少年室に婦
人雇用コンサルタントを配置した。

コンサルタントは、職場における男女平等
の促進その他の勤労婦人の雇用管理の改善に
関して、事業主、勤労婦人等の相談に応じ、

及び必要な指導を行うものである。47人の
コンサルタントは主として弁護士・大学教授
等、法律・労務管理等の専門家であるとも
に、労働関係審議会委員等として労使の実態
に通じており、うち4人が婦人である。

ハ、特定職種育児休業利用助成給付金の支給

労働省では、育児休業を普及促進させるた
め、昭和50年度より、雇用保険事業の一環
として育児休業奨励金を支給しているが、さ

らに、53年1月より、民間の医療施設の運営者を対象に、「特定職種育児休業利用助成給付金」を支給することとした。

この特定職種育児休業利用助成給付金は、病院、診療所、助産所又は保健施設を運営する事業主が、その雇用する看護婦、准看護婦、助産婦及び保健婦の職種に従事する勤労婦人について育児休業を実施し、かつ、その利用を容易にするための措置として育児休業期間中、労働社会保険の保険料の被保険者負担分に相当する額以上の額の賃金を支払った場合に、給付金を支給するものである。

なお、支給額は、育児休業した対象勤労婦人1人1ヵ月当たり2,720円(53年度)となっている。

(4) 寡婦等の就業援助対策の拡充

労働省では、寡婦等の就業援助を図るため、従来から種々の施策を実施してきたが、53年度においては、次のとおり就業に伴う広範な相談、指導の強化を図るとともに、職業訓練の充実を図る等寡婦等の就業援助対策を一段と強化している。

イ。婦人就業援助センターにおいて、就業に関する広範な相談及び指導を行うとともに、就業に必要な技術講習を実施しており、53年度から、寡婦等が技術講習を受講する場合には、交通費及び受講諸費を支給することとなった(最高日額1,470円)。

ロ。寡婦等に対する職業相談、指導体制を充実させるため、53年度から主要公共職業安定所に寡婦等職業相談員を設置した。

ハ。公共職業安定所長の指示により、公共職業訓練及び職場適応訓練(53年度新規事業)を受講する寡婦等に対し訓練手当を支給している(平均月額7,493円)。

ニ。寡婦等を公共職業安定所の紹介により継続して雇い入れる事業主に支給する寡婦等雇用

奨励金を53年度も増額した(月額13,000円)。

ホ。寡婦等に対し、委託を受けて職場適応訓練を実施する事業主に対して職場適応訓練費を支給することとなった(月額12,000円)。
ヘ。寡婦等の就業援助の諸制度の周知と雇用促進についての社会一般の気運の醸成を図るため、啓発活動等を実施することとしている。

II. 国内 ニュース

(1) 「婦人の現状と施策」を公表

総理府は、昭和53年1月10日、国内行動計画に関する第1回の報告書をまとめ、「婦人の現状と施策」と題して発表した。これは、国内行動計画に基づき、婦人の現状及び婦人をめぐる社会的環境に関する状況を明らかにするとともに、国際婦人年以降の国内行動計画関連施策の実施状況をまとめたものである。

(2) 「国連婦人の10年」推進議員連盟の設立

国際婦人年に際し、昭和50年6月17日及び18日衆参両院において全会一致で「婦人の社会的地位の向上をはかる決議」が採択されたが、さらに「国連婦人の10年」に向けて、日本における婦人の地位の向上に関する諸施策の実現に貢献することを目的として、昭和53年4月11日、「国連婦人の10年」推進議員連盟が設立された。

会員には衆参両院の超党派の男女の国会議員が参加しており、会長は、山口シズエ議員、事務局長は田中寿美子議員である。

(3) 地方における動き

イ。北海道行動計画の策定

北海道は、昭和52年9月、北海道婦人行動計画案案を取りまとめ、各方面からの意見を聴取するなど検討を進めてきたが、昭和53年3月15日、北海道副知事を本部長とす

る北海道青少年婦人総合対策本部において北海道婦人行動計画を決定した。

- ロ。東京都婦人問題会議「東京都行動計画策定にあつての基本的な考え方と施策の方向について」を答申

東京都婦人問題会議は、東京都知事から婦人問題解決のための「東京都行動計画策定にあつての基本的な考え方と施策の方向について」（基本構想）の諮問をうけ、昭和52年6月20日に答足して以来検討を続けてきたが、昭和53年2月20日、中間報告を発表し、さらに5月31日、答申を行った。

東京都ではこれを受けて、今秋を目途に行動計画を策定することとしている。

- ハ。浜松労働基準監督署第一勧銀に労働基準法4条違反では正勧告書交付

浜松労基署は第一勧銀浜松支店に対し、昭和53年3月24日、労基法4条違反の是正勧告書を交付した。違反内容は、昭和50、51年の4月に実施した昇給において、調整昇給額に男女差を設けたこと、住宅補助費の支給条件に男女差があることなどである。

- ニ。山梨県上級職職員採用試験のうち事務職について、初めて女子に門戸開放

山梨県では、従来、上級職職員の受験資格を全職種について男子に限定してきたが、労働省婦人少年局及び山梨婦人少年室からの申し入れにより、昭和53年度の上級職職員採用試験から事務職については女子にも受験資格が認められることとなった。

時の話題

- 将来は外国航路の船長になれる甲種一等航海士試験及び甲種船長試験の筆記試験に女性が初めて合格

若原千鶴子さん（受験当時東海大学海洋学部海洋学専攻科在学）は、昭和52年11月1日、甲種一等航海士試験の筆記試験に、また、昭和

53年3月11日には、甲種船長の筆記試験にも合格した。いずれも、女性では初めてである。

船舶職員の資格は、船舶職員法で定められており、甲種船長はその最高位に位置づけられているが、資格を取得するためには、筆記試験に合格することの他、所定の乗船履歴を有すること及び口述試験に合格することが必要とされている。

従つて、今後若原さんが、甲種船長になるためには、乗船履歴が必須であるが、現在のところ、女子には深夜業が禁止されていること等から女子を船舶職員として採用する企業がなく、実現が困難と見られている。

III. 国際 ニュース

- (1) 第27回婦人の地位委員会報告

1978年3月20日から4月5日までニューヨークの国連本部において、第27回婦人の地位委員会が開催され、我国からは大羽綾子代表が出席した。今会期の主な議題は、「婦人に対する差別撤廃宣言の実施」、「国連婦人の10年のための計画の実施・世界行動計画実施の進捗状況の見直しと評価を含めた国連婦人の10年のための計画の進捗状況」等、特に1970年世界会議を2年後に控えての議題が中心であった。

会議はイギリス代表のコッククロフトを議長に今会期の最も重要な議題である1980年世界会議の準備作業に関し、ワーキンググループを設置し、世界会議のための現実的、組織的な準備活動のための提案に関する検討を行った。

また、多くの決議が採択されたが、その主なものは、「第28回婦人の地位委員会の開催を含めた地位委員会の機能を評価しその維持に努める」決議・「国連婦人の10年世界会議のサ

ブテーマを『雇用・健康・教育』とすることを勧告する」決議・「開発及び国際会議への婦人の参加を各国政府に促す」決議等である。

(2) 1980年国連婦人の10年世界会議及び準備委員会について

国連婦人の10年(1976～1985年)の中間において1975年国際婦人年の目標の進捗状況の見直しと評価をねらいとする国連婦人の10年世界会議が1980年5月イランで開催されることとなつてゐるが、その準備活動の環として世界会議準備委員会が各地域グループの代表23カ国の構成で発足し、(アジア地域からは日本、インド、イラン、フィリピン、パキスタン)その第1回会合が6月19日～30日、ウィーンにおいて開催された。我が国からは総理府の赤松参事官(婦人問題担当室長)他が出席した。

同準備委員会においては1980年世界会議にむけて、世界会議の諸準備・国連内組織等の準備会合・世界会議に関連した他の諸活動・将来の活動プログラム等国連としての今後の準備作業の進め方につき検討されることとなつてゐる。

(3) 婦人労働問題担当機関責任者シンポジウム(世界婦人局長会議)について

各国において婦人労働問題を所管している婦人部局等、政府機関の長を対象とする世界婦人局長会議(ベルギー政府とILO共催)が1977年11月21日から24日までブリュッセル(ベルギー)で開催され、世界各地域から36カ国が参加し、我が国からは森山婦人少年局長が出席した。本会議は、各国における婦人労働行政の機構及びその権限・機能・活動等に関する情報交換ならびに婦人労働者の機会均等と待遇の平等に関する評価方法等を主題としてシンポジウムが進められた。

森山婦人少年局長は我が国における婦人少年行政の現状について特別講演を行った。

(4) 昭和52年度婦人関係行政セミナー開催

昭和52年度婦人関係行政セミナーが、52年10月27日から11月30日まで東京と愛知で開催された。本セミナーは、海外技術援助計画の一環として、アジア・中米地域等の発展途上諸国の政府機関等において、婦人関係行政を担当する者に対して、我が国婦人関係行政の現状を紹介し、婦人問題に関する研究を行うことにより、これら諸国の婦人関係行政の発展に寄与することを目的として開催されるものであり、本年はその第9回目にあたる。

本年度は、バングラディシュ・インドネシア・イラン・タイ等8カ国10名の婦人関係行政担当者が参加し、我が国における婦人問題の実情と対策、婦人関係行政機関・施設・事業所等の説明及び見学、参加者提出のレポートに基づく発表と討論による比較研究等が行われた。

なお、52年度までの参加国は31カ国(通算)、研修生は90名を数えている。

(5) OECD「経済における婦人の役割に関する作業部会」の開催

昭和53年4月17日から4月19日までパリにおいてOECDの経済における婦人の役割に関する作業部会第4回会議が開催され、日本からは高橋婦人労働課長が出席した。同会議では、労働力社会委員会に報告する「経済における婦人の役割に関する報告書草案」について、①労働市場における婦人の役割の変化、②婦人に対する雇用機会平等対策、③タイム・アレンジメント、④作業部会の今後の進め方、が検討された。

(6) 第一回米国女性会議開催さる

昭和52年11月18日から21日まで4日間にわたつて、テキサス州ヒューストン市で第一回米国女性会議が開催され、アメリカの国内行動計画が採択された。

この会議は、大統領命令で作られた「国際婦人年を支持する国内委員会」を主体として、各

州等から選ばれた 2000 名の代表及び数千人の一般参加者の参加を得て行われたものである。

(7) 久保田真苗氏。国連事務局の部長に

総理府参事官として婦人問題を担当してきた久保田真苗氏が、53年3月国連事務局経済社会開発・人権問題センター婦人の地位向上部長に就任した。日本の婦人としては初めてであり、「国連婦人の10年」の事業の推進にあたることとなる。

後任には山梨労働基準局長であつた赤松良子氏が3月1日付で任命された。

(8) 緒方貞子氏。日本人として初めてユニセフ議長に就任予定。

5月26日に開催された国際児童基金(ユニセフ)執行理事会は、緒方貞子氏を次期議長(任期53年8月1日～54年7月31日)に満場一致で選出した。日本人としては初めてであり、「国際児童年」の事業の推進にあたることとなる。